

令和5年5月2日

保護者の皆さまへ

大分大学教育学部附属中学校
校長 御手洗 宏昭

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

日頃より本校の教育活動につきましてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月28日に文部科学省より公布された「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」が、連休明けの5月8日より施行されることとなりました。

つきましては、改正の趣旨及び概要等に基づき、これまで本校で行ってきた新型コロナウイルス感染症対策の一部を、5月8日以降、以下の通りにいたしましたのでお知らせいたします。

新型コロナ感染症から生徒たちを守り、安心・安全な学校生活を送ることができるよう引き続きご協力をお願いいたします。

記

1 マスク着用の考え方について

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 登下校時に電車やバスを利用する場合、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクをすることを推奨します。
- 基礎疾患や感染不安などからマスクの着用を希望する生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいます。学校においては、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにし、生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう指導します。

2 健康観察カードの取り扱いについて

- 登校の際ご家庭でのお子様の健康状態の把握（検温や風邪症状の確認）をお願いいたします。
- 健康観察カードへの記入や学校への提出は不要です。
- 発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え、無理をせず自宅での休養をお願いいたします。また、かかりつけの医療機関等への受診及び受診結果を学校に連絡をお願いいたします。
- 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、ご家庭に連絡させていただきます。その際は、できるだけ早めに迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。

3 手洗いについて

- 校時表に定める「手洗い」の時間は削除しますが、引き続き、登校時・トイレ後・昼食時前後・清掃後の手洗いの指導は徹底して行います。

4 昼食時について

- 食事前後の手洗いはこれまでどおり徹底して指導します。
- 食事中も換気を確保し、当面（体育大会まで）は、机はスクール形式で大声の会話のないように指導します。

5 感染が判明した場合について

- お子様やご家族の方の感染が判明した場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。お子様の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- 学級・学校閉鎖や部活動の停止等、学校の教育活動に影響がある場合は、さくらメールにてお知らせします。